

税関申告書

1 姓(苗字)

認定書式

19 CFR 122.27, 148.12, 148.13, 148.110,148.111, 1498; 31 CFR 5316

認定者式 OMB NO. 1651-0009

到着する渡航者各個人、または家族の世帯主には、以下の情報を提供することが 義務づけられています。(申告書は一家族につき一通のみです)。「家族」とは、血縁 関係、婚姻関係、慣習婚姻関係、または養子縁組による家族関係を持ち、同じ世帯 に居住している者を意味します。

(

| | 名 (ファース | ストネーム) | | | | 111 | ドル | ネーム | | |
|----|---|---|----------------------------------|------------------------------------|-----------------|-------|-----------|------------------------------|--------------------------|--|
| 2 | 誕生年月日 | 月 | 日 | | 西暦年 | | | | | |
| 3 | 渡航に同行 | している 家 | 族の人数 | | | | | | | |
| 4 | (a) 米国における滞在・居住先の 住所 (番地と通り) (ホテルの名称・訪問先 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | (b) 市 (c) 州 | | | | | | H | | | |
| 5 | 旅券発行国 | 1 | | | | | | | | |
| 6 | 旅券番号 | | | | | | | | | |
| 7 | 居住国 | | | | | | | | | |
| 8 | 今回渡米に | | | | | | | | | |
| | れた国・国 | ₹ | | | | | | | | |
| 9 | 航空会社・ | 便名 もしくん | は船舶名 | | | | | | | |
| 10 | 今回の渡米 | の主要目的 |]は ビジネ フ | ス です: | | | | はい | いいえ | |
| | 私(私達)は、 (a) 果物類、 (b) 肉類、重 (c) 病因体、 (d) 土壌、ある 私(私達)は、 | 野菜類、植物物、動物/男 細胞培養、 るいは、私(私) | 物類、種物 野生生物製 巻貝類: 達)は、農場 | か、食物 | 、昆虫類 | | : | はい _ はい _ はい _ はい _ | いいえ いいえ いいえ いいえ | |
| 12 | (家畜との接触 | | | | | | | 190, | 0.0.7 | |
| 13 | 私(私達)は、 の米ドル、ま (金融商品の) | たは、それに | 相当する外 | 娘商品 にし ト国通貨 ^を | して、10,0 を所持し | 000ドル | レ以」 す: | はい | いいえ | |
| 14 | 私(私達)は、 (販売対象にな または、個人 | | は、発注を | 促す目的 | で使用する | | i. | はい | いいえ | |
| 15 | (他人への贈ものは含ま | 米国居住者—市販用商品を含め、海外で購入、あるいは取他人への贈与品も含める,ただし米国に郵送したものは含まないの総額: 腹航訪問者—米国に残していく物品の総額一 | | | | | | 得した物品 | | |
| | (市販用商品 | | もしていく判 | が記り総 | | | \$ | | | |
| | | | | | | | | | | |

CBP Form 6059B (03/16) Japanese



日付(月/日/年)

この書式の裏面にある記入説明文をお読みください。 申告義務のある全ての品目 について記入する欄が設けてあります。

私は、この書式の裏面にある重要な情報項目を読み、真実に基づいた申告をしました。

米国税関・国境整備局は皆様の訪米を歓迎いたします。

米国税関・国境整備局は、米国への輸入禁止品の不法輸入を防ぐ義務を負ってい ます。CBPの職員は、渡航者に質問したり、渡航者と渡航者の所持品を検査する職 権を有しています。もし、あなたが検査をうける対象の一人となった場合は、丁重で プロフェッショナル、かつ敬意のある扱いを受けます。 CBPの監督者および渡航者 サービス担当者が、ご質問にお答えします。お褒めの言葉やご意見・ご要望は、コ メント・カードにご記入ください。

重要な情報

米国居住者―国外で取得し、米国に持ち込むすべての物品を申告すること。

訪問者(非居住者)―米国に残す全ての物品についてその価値を申告すること。

この申告書に全ての物品を申告し、その価値を米ドルで記入してください。 贈与品 については、小売価格をご記入下さい。

関税—CBP職員が判断します。米国居住者については、所持品の\$800ドル相当ま での物品について免税が適用されます。渡航訪問者(非居住人) については、 般的に\$100ドル相当までの免税が適用されます。関税は、免税額を超え る最初の\$1,000ドルついて現行利率で査定されます。

農産物及び野生生物製品―危険な農業害虫、禁制野生生物の入国を防止する目的 で、以下の物品が規制の対象になっています。果物、野菜、植物、植物性産物、 土壌、肉製品、食肉加工品、鳥類、巻貝類、生きた動物および、動物製品。これ らの物品を、税関および国境警備局職員、税関および国境警備局農業専門家、 魚類・野生生物検査官に申告する事を怠った場合、罰金が課されたり、所有物 品の押収につながる事があります。

通常、規制薬物、猥褻品、及び毒性物質を持ちこむことは禁じられています。知的 財産権を侵害する商品をアメリカ合衆国に輸入する事は旅行者に制裁金・民事罰 又は刑事罰が課される可能性があり安全又は健康に重大な危険をもたらす可能性 がある。

通貨、または金融商品の輸送は金額にかかわらず合法行為です。ただし、国外から 米国内に\$10,000ドル以上(米ドル、またはそれに相当する外国通貨、もしくはそれ らの組み合わせ)を持ち込んだり、逆に米国から国外へ上記を持ち出す場合には、そ れをFinCEN 105 (旧税関書式4790)をもって米国税関および国境警備局に報告 書を提出することが、法律によって定められています。金融商品と呼ばれるものの 中には、コイン、紙幣、トラベラーズ・チェック、および持参用金融商品である個人の 小切手や銀行小切手、株・証券が含まれています。本人以外の人に通貨や金融商品 を運搬してもらう場合も、FinCEN 105の書類を提出しなければなりません。その申 告を怠ったり、全額を申告しなかった場合は、渡航者が所有しているすべての通貨、 金融製品が押収の対象になったり、渡航人が民事上の刑罰または刑事訴追を受け る可能性があります。このページの上記にある重要な情報をお読みになり、真実に 基づいた申告をした後、当書式の表にある署名の欄にサインをして下さい。

所有品目の明細

 \bigoplus

| (リストが長くなる場合は、別のCBPフォーム6059B に記載を続けてください。) | 価値·金額 | CBP 専用記載欄 |
|--|-------|--------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 火公 安? | 5 | |

文書業務削減法声明:現在有効のOMB管理番号の明記がない場合、当局は、情報収集を行ったり支援したり してはならず、渡航人は、この情報に対する応答をする義務はありません。当情報収集の管理番号は、1651-0009です。当書式の見積平均記入時間は、約4分です。渡航人は、回答を義務付けられています。書式の見積 記入時間についてのご意見は、下記の住所までご連絡下さい。U.S. Customs and Border Protection Office of Regulations and Rulings 90 K Street, NE, 10th Floor Washington, DC 20229.

CBP Form 6059B (03/16) Japanese

CBP



(lacktriangle)